

第5章

基本的施策の展開



基本方針1

子どもの主体的な参加ですめる

1-1 子どもの権利の尊重

「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」が、平成元年（1989年）の国連総会において採択され、平成6年（1994年）に日本で批准されてから20年以上が経過しました。これは、子どもたち一人ひとりが生存や発達、保護、参加・参画といった権利を行使する主体として位置づけるとともに、「子どもの最善の利益の確保」をおとなの責務として定めるものです。

また、平成12年には「児童虐待の防止等に関する法律」が成立し、社会問題となっていた児童虐待について、虐待の定義や住民の通告義務など防止に向けた法制度が整備されました。しかしながら後を絶たない児童虐待から子どもを守るため、児童の権利利益を擁護する観点から、平成23年5月に民法・児童福祉法等の改正が行われ、「親権の子の利益の明確化」、「親権停止制度の創設」及び「児童相談所長等への親権停止、管理権喪失の審判等の請求権付与」など制度の見直しが行われました。

さらには、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子どもや若者の育成支援を図るため、平成21年に「子ども・若者育成支援推進法」が、また学校におけるいじめ対策として平成25年に「いじめ防止対策推進法」が制定され、児童の権利利益の擁護を図る法制度の整備が進められてきました。

本市には、子どもや保護者等から相談を受ける機関として「子ども家庭支援センター のどか」や「地域子育て支援センター」、「教育相談センター」、不登校ひきこもり相談室「Nicomo（ニコモ）ルーム」などがあるほか、東京都によるスクールカウンセラーの小中学校全校への配置、また心理カウンセラーの学校への派遣を行い、さらには各相談機関が必要に応じて連携を図るなど、悩みや困難を抱える子どもやその家族からの相談に対応するための体制の整備に取り組んでいます。

「子ども家庭支援センター のどか」によると、平成24年度に子どもや家族から寄せられた相談のうち、約1割が児童虐待に関する相談、約4割が児童虐待以外の養護相談となっており、平成21年度と比べると、児童虐待に関する相談は倍以上の増加をみせています。また、いじめや暴力行為は、近年、増加傾向にあり、不登校については小学6年生から中学1年生にかけて増加する傾向にあります。

このことは、相談や養護の声をあげやすくなってきたことを意味するものであり、潜在的に存在した問題が顕在化してきたものと考えられます。このため、今後も、子どもを取り巻くおとなはもとより、子どもたち自身が互いに尊重されるべき権利の主体として認識できるよう周知啓発を図るとともに、子どもたち自身が、支援や救済、保護、回復を求められる体制を強化していくことが必要となっています。

1-1: 今後の取組

子どもの権利は、いつでもどのような場でも尊重されなければなりません。すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるよう子どもの意思を尊重して、自己実現できるよう、おとなも子どもも意識を高くもつことができるよう、仕組みづくりや広報を行います。

また、子どもの生命や生活を守り、とりわけ、救済を必要としている子どもについては、子ども自らが相談できる場を確保し、解決に至る道筋を見つけられるよう支援します。

子どもが権利を実現する前提として、家庭はもちろんのこと地域でも、生活していくための場が必要です。家庭内でも子どもが尊重されるよう、子育て広場や「地域子育て支援センター」、児童館、公民館での活動を通じて家庭の教育を支援するとともに、養育が困難な家庭の子どもについては里親制度により生活を支援します。学校生活になじめず不登校になっている子どもについては、スキップ教室（適応指導教室）による指導などにより、学校生活への復帰を目指します。

いじめや不登校といった子どもの自己実現を妨げる問題については、子ども自身が相談できる相談窓口が、学校や市にあります。学校には、東京都によりスクールカウンセラーが定期的に配置され、また、教育相談センターには心理カウンセラーを配置し、教育相談・就学相談などを行っています。今後は、子どもに対して、市の相談窓口の周知を図るとともに、巡回する心理カウンセラーとスクールカウンセラーとの連携を進め、子どもたちにさらに有効な援助ができるようカウンセラーの技能向上に努めます。

子どもの虐待への対応については、早期発見・早期対応が重要であることから、傷やアザなどにより虐待の疑いがある場合に、できるだけ早い段階で関係機関や地域の人々から通告や相談が寄せられるようにする必要があります。通告を受けた場合に対応する機関である「子ども家庭支援センターのどか」や児童相談所の認知度を向上させていくとともに、通告についての意識と理解を高めることができるよう、地域住民に普及・啓発していきます。さらに、関係機関の職員との意識向上・連携強化を図るため、通告の重要性や対応策について、研修を実施します。

また、子どもたち自身が、虐待を受けているという認識を持たなかったり、家族を守ろうとして自己犠牲の認識を持ったりすることがないように、①ひとりの人として尊重され、いのちが大切にされ、ゆたかに育つこと ②ひとりひとりの意見や考えが尊重されること ③ひとりひとりの最善の利益が図られること について学ぶ機会を設けるとともに、虐待があったときにはどこに相談すればよいのかを周知していきます。

子どもを支える関係機関や地域住民についても、子どもの発する SOS のサインをどう受けとめるかについて学ぶ機会を設けていきます。

具体的な施策・事業

- 1 子どもの権利に関する条例等の策定及び子ども救済システムの検討
(子育て支援課)
- 2 子どもの権利擁護のための啓発と広報の充実
(子育て支援課、教育指導課)
- 3 人としての権利を尊重する教育の推進
(協働コミュニティ課、教育指導課)
- 4 家庭の教育力向上支援事業の推進
(健康課、子育て支援課、保育課、児童青少年課、
子ども家庭支援センター、公民館)
- 5 里親制度(養育家庭)の推進
(子ども家庭支援センター)
- 6 スキップ教室(適応指導教室)の充実
(教育支援課)
- 7 子ども自身からの相談に対応できる相談システムの検討
(子ども家庭支援センター)
- 8 スクールカウンセラー派遣の充実と連携の強化
(教育支援課)
- 9 地域アドバイザーの活用と連携の推進
(児童青少年課)
- 10 子ども自身が身を守るための学習プログラムの推進
(子育て支援課)
- 11 要保護児童対策地域協議会の活用
(子ども家庭支援センター)
- 12 虐待・虐待再発防止のための学習機会の検討
(子ども家庭支援センター)
- ◆ 13 虐待の早期発見・通告・早期対応をするための普及活動の充実 **【新規】**
(子育て支援課、子ども家庭支援センター)
- ◆ 14 子どもにとって大切な権利について学ぶ機会の提供 **【新規】**
(子育て支援課、児童青少年課、子ども家庭支援センター)

1-2 子どもの参画の推進

近年、子どもを取り巻く環境は、少子化や核家族化の進行、高度情報化や都市化の進展、さらに価値観や生活習慣の多様化、厳しい社会経済情勢などを背景に大きく変化しています。そうしたなかで、子どもたちはさまざまな支援やサービスを受け、守られる側面もある一方で、主体性やコミュニケーション力の低下、自己肯定感の希薄化などの問題も指摘されています。

本市では、居場所づくりや遊びの充実などを通して、子どもたちが自主的に関わり、参画する機会の確保に取り組んでいます。特に、児童館は18歳未満の乳幼児や児童・生徒が安全かつ安心して過ごし、活動できる拠点であり、子どもたち自身の意見や考えを取り入れた運営が行われています。

平成25年度（2013年度）に実施したアンケート調査結果によると、小学生の放課後の過ごし方として、「自宅」や「習い事」が約半数で上位に挙げられており、児童館の認知度は高いものの、利用者は6割程度となっています。また、児童館への要望としては、「施設の拡大や魅力的な遊具の充実」や「子どもの意見を反映させた遊びと行事の充実」などが高まっています。近年の児童館の利用実績では、利用者数・登録者数はいずれもおおむね横ばいの傾向を示しています。

今後も、子どもたちが周囲のおとなや友人・仲間等と関わり合いながら、子どもたち自身が参加し、積極的な意見等の表明や体験の機会を得るなかで、自己の形成が図られるよう、家庭や学校以外の場として、子どもたちが安全・安心に過ごせる場所や機会を確保していくとともに、それらが適切に利用されるための仕組みづくりを進める必要があります。



今後の取組

地域の中で、子どもたちが活発に活動できるよう、子どもが発想を生かし、自らの意見を表明する場や参加・参画する機会を充実していきます。また、地域で子どもの育ちを支える仕組みづくりを行います。さらに、子どもが活動する上で必要となる情報を発信・共有していきます。

具体的には、子どもワークショップの開催など、子どもたちが参画する場を持ちながら、施策に取り組みます。

事業の企画や運営については、子どもの発想を生かす場として、児童館を中心に中高生の年代の子どもが主体的に自由な発想で参画できる機会を提供します。子どもが豊かな発想を持つことができ、また、おとなが子どもの参画を支援する手法を学ぶ場となるよう、児童館等では、おとなも参加できる企画を実施し、多様な年齢間での交流を充実させます。

また、施設利用に関する子ども向け調査を実施する等、子どもならではの視点による評価を生かし、魅力ある施設運営を推進します。

さらに、子どもが地域で安心して活動し、豊かな経験を積むことができるよう、地域の諸団体との連携を推進し、地域での体験を重ねて成長した子どもが、次の世代の担い手となるなど、地域での活動が世代交代しながら継続・循環していくことを支援していきます。

安心して過ごせる地域づくりのために、青少年育成会による通学路の「合同パトロール」や「子ども110番ピーポくんの家」活動、小学校の安全連絡会による安全確保の活動を引き続き支援するとともに、青色回転灯装備車両による防犯パトロールやスクールガードリーダーによる学校の巡回指導を行います。

地域での経験を充実させるため、農業やものづくりを体験する機会を提供するとともに、青少年育成会の実施する文化活動などや、「社会を明るくする運動」によるあいさつ運動など、社会的活動も支援します。また、プレイリーダーの養成を通じて、地域での遊びを指導する仕組みづくりを進めます。これらの活動により、地域と連携し、おとなが自分の経験を生かして子どもたちに知恵や技を伝えられるよう、地域人材を発掘し、マッチングすることにより、人材が活躍できる場を提供します。

このような地域での支援を、子どもたちが十分に活用するためには、どこで何ができるのかを、子どもたち自身が知っている必要があります。必要な情報がすべての子どもに行き届くよう、情報提供の方法を子どもの目線で工夫するとともに、情報活用に必要なりテラシー教育を推進します。

具体的な施策・事業

【企画運営関連】

- 1 子どもによる子どものための企画づくりと事業運営の推進
(児童青少年課、文化振興課、みどり公園課、公民館)
- 2 児童館の親子で参加できる行事や企画の充実
(児童青少年課)
- 3 子ども参画による広報紙づくりの実施
(図書館)
- 4 子ども調査の推進(子どもが多く利用する施設に関する調査)
(児童青少年課、図書館)

【地域連携関連】

- 5 防犯対策の充実
(危機管理室、児童青少年課、教育指導課)
- 6 青少年育成会への支援の充実
(児童青少年課)
- 7 農業体験・ものづくり体験・地域活動体験の拡充
(児童青少年課、産業振興課、公民館、社会福祉協議会)
- 8 地域の人材発掘・養成・活用の推進
(プレイリーダー・ファシリテーターとしての役割を担う人材を含む)
(子育て支援課、児童青少年課、社会福祉協議会、シルバー人材センター)
- 9 各国の子どもが集える事業の検討
(文化振興課)

【情報関連】

- 10 市報や市のホームページの子ども向け情報の充実
(秘書広報課)
- 11 子どもに必要な情報を届けるしくみの整備
(子育て支援課、文化振興課)
- 12 子ども向け情報提供方法の検討
(秘書広報課、教育企画課、教育指導課)
- 13 情報化社会に対応した子どものためのメディアリテラシー教育の推進
(教育指導課)
- 14 有害情報からの子どもの保護
(児童青少年課、教育指導課)

今後の取組

子どもが自分らしく過ごすことができるよう、利用する子どもたちの意見を取り入れながら、児童館を始めとした屋内外における居場所づくりを推進し、年齢に応じた、子どもの居場所を確保します。居場所となる場では、文化的な事業やスポーツをすることもでき、知的好奇心を満たし、体力向上が図れるようにします。居場所での活動を通じて、多様な年齢の子どもたちや、地域のおとなとのかかわりから、自分自身を知り、多くを学び、育つことを支援します。

子どもが放課後に過ごす場所については、子どもたち自身の意思や選択を大切にしつつ、「放課後子ども総合プラン」に基づき、市長部局と教育委員会とが連携して、高学年を含めた適切な居場所の確保に努めます。居場所のひとつである学童クラブについては、引き続き現状の制度を維持していきます（詳細は、第6章第4節（3）に記載します。）。

また、児童館・学童クラブなどに子どもたちがいるときに災害が発生した場合は、施設において安全を確保し、保護者へ引き渡します。

さらに、児童館の休日開館や夜間開館を充実させ、中高生や青少年を対象として機能を特化する等、児童館の再編成を進めます。児童館の運営については、子どもたち自身の参画を推進するとともに、子育てサークル・団体や民間事業者の持つ社会的な資源も活用していきます。

児童館のほか、学校施設の活用やスポーツ施設の活用により、屋内外での居場所の確保に努めるとともに、地域でのサロン活動と連携し、親子や地域の人々が憩える場を提供していきます。

子どもたち自身が、年齢や育ちにに応じてさまざまな選択肢の中から居場所を選べるよう、ゆったりした気持ちで集える場や、美術鑑賞や芸術鑑賞ができる場、放課後子供教室のように学ぶことができる場、また、音楽演奏やスポーツができる遊び場など、多様な環境を整えます。

これらの居場所が、子どもたちが利用したくなる、魅力あふれる場であることをめざし、子ども参画による企画等を進めます。

具体的な施策・事業

【居場所づくりへの参画】

- 1 子ども参画ですすめる遊び場づくりの推進
(子育て支援課、みどり公園課)
- 2 子ども参画による生涯学習事業の推進
(児童青少年課、公民館)

【居場所の充実】

- 3 児童館の再編成と機能の充実
(児童青少年課)
- 4 青少年センター機能の充実
(児童青少年課)
- 5 屋内外の居場所の充実
(児童青少年課、文化振興課、スポーツ振興課、みどり公園課)
- 6 学校等の活用による放課後の居場所の充実
(児童青少年課、社会教育課)
- 7 各地域に小さい拠点(居場所)づくりの推進
(子育て支援課、社会福祉協議会)
- 8 おとなの利用が中心となる施設に子どもの居場所併設の実施
(管財課、文化振興課、公民館)
- ◆ 9 放課後子ども総合プランに基づく居場所の検討 **【新規】**
(児童青少年課、社会教育課)

【文化等の充実】

- 10 子ども向けの芸術・文化・スポーツの振興
(文化振興課、スポーツ振興課、公民館、図書館)
- 11 音楽練習室等活用の推進(児童青少年課、文化振興課)
- 12 図書館の子どもスペースの充実
(図書館)
- 13 読み聞かせリーダー育成事業の推進
(図書館)
- 14 「総合型地域スポーツクラブ」事業の推進
(スポーツ振興課)
- 15 身近にボール遊びのできる場所の検討
(児童青少年課、スポーツ振興課、みどり公園課)

基本方針2

おとな(親)になることを支える

2-1 心身及び経済的な自立

国は、平成 22 年（2010 年）、複雑かつ深刻化する子ども・若者をめぐる課題に対応すべく、従来の縦割りのアプローチでは限界にあるとして、子ども・若者育成施策の総合的推進のための枠組みの整備等を目的に「子ども・若者育成支援推進法」を施行、同年「子ども・若者ビジョン」を策定しました。平成 26 年（2014 年）には、同ビジョンに基づく施策の点検・評価が成されており、そのなかで今後取り組むべき課題及び方向性のひとつとして、「子ども・若者が自らの心・身体について、発達段階に応じ、正しく認識し、その主体として自己制御・自己調整する力」や、労働者として就労段階において「自らの権利を適切に行使できるような力」を育む必要があることが指摘されているほか、貧困の状態にあたり、ひきこもりやニートなどの経済的自立が困難な子ども・若者への支援について、課題となっています。

本市では、心身の自立を促す取組として、小中学生からのいのちの大切さや心・身体の問題に関する意識啓発、将来親になるために必要な性に関する学習機会の提供などを行うとともに、経済的な自立を支援する取組として、小中学校の総合的な学習の時間等を活用した職場体験やキャリア教育の充実により、働くことの意義等について理解促進を図っています。また、不登校・ひきこもりセーフティネット事業として、不登校ひきこもり相談室「Nicomo（ニコモ）ルーム」を設置しています。

不登校やひきこもり状態が長期化すると、心身の自立のみならず経済的自立が難しくなり、ニートや若年無業の状態に陥ることが懸念されます。このため、児童・青少年期から心身及び経済的自立に向け、発達段階やライフステージに応じた切れ目のない支援を行うとともに、子ども・若者の育ち・自立を地域社会全体で見守り支える体制の一層の強化が必要です。

2-1: 今後の取組

青少年は、子どもがおとなになる過程であり、自立に向けた準備期間にあります。次世代を担う青少年が、心身ともに健やかに成長できるよう、この時期に適した切れ目のない支援を行います。

青少年の年代は、身体の発育や健康についての適切な知識が得られるよう、近年社会問題となっている危険ドラッグなどを含む違法薬物の使用防止と健康に関する教育などを行い、健やかな育ちを支援します。

また、社会生活を円滑に営む上で困難な状況にある若者の孤立を未然に防ぎ、ひきこもりやニートの状態を早期に解消することができるよう、必要な相談、助言又は指導を行う体制の整備や居場所づくりを行うとともに、貧困の連鎖を防止するため、子ども・若者の成長や年齢に応じた就学・就業の支援や、社会生活を営むために必要な知識技能の習得などを、民間活用を視野に入れて検討していきます。

自立するためには、自分の将来を描き、自身の在り方を見つける力をつける必要があります。このため、学校での総合的な学習の時間や道徳の時間を活用して、生き方に関する教育を行うとともに、乳幼児とふれあう機会をつくり、異年齢の子どもとの交流からいのちの大切さや思いやりや優しさを育みます。

自立に向けて努力する子ども・若者を、まち全体であたたかく見守り、支援することができるよう、家庭・学校・地域・市の連携を深めていきます。

具体的な施策・事業

- 1 タバコ・違法薬物等・性感染症に対する正しい知識普及・啓発
(健康課、教育指導課)
- 2 社会的自立に困難を抱える子ども・若者を含む、子ども・若者に対する支援の検討
(子育て支援課、児童青少年課)
- 3 青少年のしゃべる場の設定 (子育て支援課、児童青少年課)
- 4 青少年の日の設定 (子育て支援課)
- ◆ 5 「子どもの貧困対策に関する大綱」に基づく支援の検討【新規】 (子育て支援課)
- 6 入所型施設退所後の支援の検討 (子育て支援課)
- 7 学校の総合的な学習の時間等を活用した学習の推進 (教育指導課)
- 8 乳幼児とふれあう場づくりの推進
(子育て支援課、保育課、教育指導課)
- 9 子ども・若者の成長を社会全体で支える地域・社会づくり
(子育て支援課、児童青少年課)

2-2 他者への理解とおとなの役割

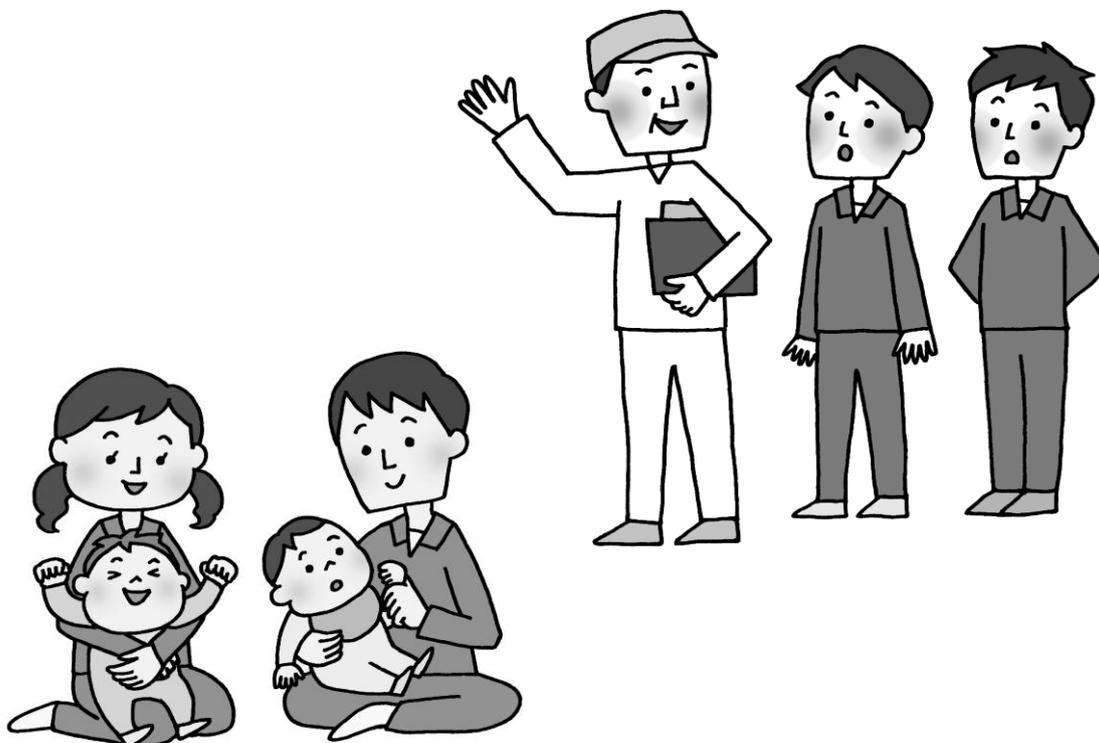
心身ともに健やかな子どもを育む場として、家庭はもとより地域社会の果たす役割は大きいといわれています。

しかし、近年では核家族化や兄弟姉妹の減少が進み、家庭内で自然に子どもとの接し方を学ぶ機会や経験が少なくなってきました。さらに、少子化の進行、生活習慣や価値観の変容等の影響により、友人や仲間、地域のおとななど、さまざまな人と関わる機会が少ないまま、成長しおとなになるケースが多くなっています。

このことは、親になるまでに他の子どもと接したり世話をするなど、子育てにかかる経験が乏しく、親になったときに子育てに戸惑う人が多くなっていることにつながると考えられます。

本市では、10歳代での若年妊娠者や若年親への支援を中心に、中高生が乳幼児とふれあう機会の充実や、地域での関わりを得るきっかけとしてのボランティア活動や地域活動への参加促進に取り組んでいます。

子どもたちが、乳幼児やその支援にあたるおとななどの、自分と同世代ではない人々や、普段の生活では接することが少ない多様な状況にある人々と交流することを通じて、自分が多くの人々に支えられて生きてきたこと、また、おとなになって多くの人を支える存在になることが、自然に意識できるよう、他者に援助する経験の場を提供していくことが求められています。



2-2: 今後の取組

おとなになることは、多様な立場・状況にある他者を理解し、必要なときには、相手を支援することができる能力を備えることでもあります。さらに、将来、親になったら、どのようなことが社会から求められるのかを認識し、学ぶことにより、おとなになる力を養い、ひいては子どもを守る力や慈しむ心をはぐくみます。

そのために、学齢期から青少年の早い時期に自立に向けての意識を持てるよう、学校や地域、市の各事業等の機会を通じて支援していきます。併せて、性の面でも自立した行動をとることができ、相手を尊重していくことの大切さを学ぶことができるよう、さまざまな機会を提供していきます。

若い世代の親に対しては、子育てについて気軽に相談できる体制を整備するとともに、親同士が気軽に集い、交流や相談ができる機会を設けます。

子育てに関するボランティア活動やインターンシップによるキャリア教育の体験を通じて、他者の気持ちを理解し、自立に向けた自己理解と他者理解を図ります。また、自分の意思をしっかりと伝え、相手の思いを尊重し、話に耳を傾けることができるようなコミュニケーション力を身に着けられるよう、学びの機会を検討します。

地域での活動により、地域社会や市民活動に関心を持つことができるよう、ひいては、NPO活動などの地域活動を支えるような存在を育成できるよう、ボランティア活動や地域行事の充実を図ります。



■ 具体的な施策・事業

- 1 小中学校での性教育の充実
(教育指導課)
- 2 性の尊重に向けた支援の検討
(健康課、子ども家庭支援センター)
- 3 若い親世代への支援の実施
(健康課、保育課、子ども家庭支援センター)
- 4 中学生のためのボランティア事業の推進
(児童青少年課、社会福祉協議会)
- 5 高校生、大学生のボランティア活動支援事業の推進
(子育て支援課、社会福祉協議会)
- 6 インターンシップ制度による高校生、大学生の子育て体験の充実
(保育課、児童青少年課)
- 7 ボランティア活動の機会の充実
(子育て支援課、社会福祉協議会)
- 8 ボランティア保険等の加入の促進
(子育て支援課、社会福祉協議会)
- 9 コミュニケーション力育成プログラムの検討
(児童青少年課、公民館)
- 10 特化型児童館での地域若者交流事業の検討
(児童青少年課)
- 11 地域行事等の活発化による子ども参加の推進
(児童青少年課、文化振興課、スポーツ振興課、社会教育課)

基本方針3

子育て家庭の支え合い

3-1 子育て意識の育成

近年は、女性の社会進出や厳しい社会経済情勢、就業構造の変化などを背景に、女性の社会進出が進み、夫婦共働きが一般化しつつあるものの、依然として子どもを育てる営みは女性の仕事として捉えられている傾向がみられます。子育てはその苦労や喜びをともに分かち合いながら、夫婦で協力して行うものであり、このための家庭・社会環境を整えていくことが重要となっていますが、実際は母親中心の子育てが展開されるなかで、父親は関わりたくても関わるできない状況も生じています。

本市では、子育て分野における男女共同参画を推進するため、父親が参加しやすい時間帯や曜日に配慮して企画・事業を実施するとともに、育児や家事等に関する情報提供などを行っています。

平成25年度（2013年度）に実施したアンケート調査結果によると、主に子どもの子育てを行っている人について、就学前児童調査・小学生調査ともに、母親はおおむね9割であるのに対し、父親は6割弱となっています。また、父親が子育てに関わっていない場合の理由として「仕事が忙しい」が最も高く7割から8割前後、次いで「育児は主に母親がするものと思っている」が約1割を占めています。

このため、父親が子育てへの関わりを持ち、夫婦で子どもを育てるという選択をしやすいよう、出産前からの父親の子育て意識の啓発や、職場における「ワーク・ライフ・バランス」への理解促進を進めながら、母親が「自分がすべての子育てをしなければならない」との考え方について、意識改革を図る必要があります。

さらに、地域で互いに支え合うことの大切さを意識できるような取組を進める必要があります。

3-1: 今後の取組

男性も女性もともに育児を担う存在としてとらえ、互いに理解し協力し合って親としての役割を果たしていくことは、子どもの育ちにとっても意味があります。親をはじめ地域のおとなが、仕事と生活の調和を図ることができるよう、啓発を行うとともに、食育に関する活動などを通じた、地域の子育て意識の育成や、醸成などにつなげていきます。

現状として、父親は、母親よりも労働時間が長い場合が多く、育児をしづらい状況にあります。男女ともに、親として子どもに接する時間が持てるよう、ワーク・ライフ・バランスの普及を図ります。また、親に限らず、すべてのおとなが、仕事と生活の調和が図れるようにすることによって、はじめて、地域全体での子育てが可能となります。子育て世帯やそれを支えるすべてのおとなが、ワーク・ライフ・バランスを実現できるよう、事業者とそこに働く人々への、意識啓発を推進していきます。

また、父親が子育てする際、出産や子育てに関する情報を、母親よりも入手しにくい状況にあります。そこで、妊娠・出産・育児について、父親への情報提供の方法を検討していきます。

毎日の食事は、子どものいのちを守るものであり、健やかな成長に欠くことができません。食生活に関して、子どもの発達段階に応じた情報提供・相談・指導を行うとともに、子ども自らが食を楽しみ、望ましい食習慣を形成する支援を、教育機関・保育機関・市・地域が連携して実施していきます。また、妊娠期や乳幼児期の相談、健診等を通じて、好ましい食習慣を確立し、健康管理を図ることができるよう支援を行います。

地域との連携については、「地域活動情報ステーション」（市民活動支援ホームページ）を通じて、食育推進に取り組むそれぞれの団体の活動を幅広く紹介するなどして、市民団体相互の連携強化を図ります。

市が主催する栄養講座等の食育学習講座の参加者を中心に、地域における食育の自主グループの立ち上げを支援し、既存の市民活動団体の情報を提供して連携を促す等、地域における食育の担い手を育てます。

このような食育などの学習を通じて、家庭と地域での教育や交流を推進することにより、子育て意識を育成し、醸成していきます。

具体的な施策・事業

- 1 父親の育児参加の推進
(健康課、子ども家庭支援センター、協働コミュニティ課、
公民館)
- 2 子育て意識の啓発の推進
(子育て支援課、子ども家庭支援センター、
協働コミュニティ課、公民館)
- ◆ 3 父親への子育てに関する情報提供の方法の検討 【新規】
(健康課、子育て支援課)
- 4 育児休業相談・啓発の実施
(協働コミュニティ課)
- 5 子育てによる離職者の再雇用制度に対する情報提供の充実
(産業振興課、協働コミュニティ課)
- 6 栄養・食生活に関する教育・相談の実施
(健康課、保育課)
- 7 地域や家庭における食育の推進
(健康課、保育課、産業振興課、学校運営課)
- 8 子育てに関する学習機会の充実
(健康課、子育て支援課、保育課、子ども家庭支援センター、
公民館)
- 9 地域の子育て意識の醸成
(子育て支援課、保育課、児童青少年課)
- 10 ワーク・ライフ・バランスを事業者へ普及する方策の検討
(子育て支援課、協働コミュニティ課)

3-2 支え合いの場の充実

近年、少子化や核家族化、都市化の進行により、子育ての知識や技術が、祖父母から保護者へ、保護者から子へと継承されにくくなっています。一方で、インターネットやマスコミ等のメディアを通じて子育てについての情報が氾濫し、適切な情報を取捨選択することが難しくなっている状況がうかがえます。

本市では、子育てハンドブックやホームページ、市報等により、情報提供を図っているほか、「地域子育て支援センター」や「子ども家庭支援センターのどか」、保育園での園庭開放、子育てひろばなどのさまざまな機会を活用し、親子の交流や学習の場を確保しています。また、市内には子育てサークル・団体が数多くあり、活発に活動をしています。こうした活動が子育て家庭に周知され、利用者の輪を広げていくような、さらなる取組を検討する必要があります。

また、相談支援に関しては、「子ども家庭支援センターのどか」をはじめ、「地域子育て支援センター」や保育園、児童館など、多様な場所で行っています。しかし、ライフステージにより保健、教育、福祉といった分野で相談窓口が異なるなどの課題もあることから、より緊密な連携体制を整備することが大切です。

平成25年度（2013年度）に実施したアンケート調査結果によると、子育てに関して気軽に相談できる人や場所について、就学前児童保護者・小学生保護者ともに、配偶者や祖父母、友人等の身近な人間が上位に挙げられています。行政機関や専門職にも一定の相談のニーズがあります。

また、市や地域サークル等が主催するイベントや講習への参加意向については、就学前児童保護者・小学生保護者ともに「子どもと参加できる」、次いで、就学前児童保護者では「同年代の子どもがいる保護者と交流できる」、小学生保護者では「有識者から知識が得られる」が上位に挙げられています。

子育てに関して必要な情報や求める相談支援は、子どもの成長段階や、子どもと親が置かれている環境に応じて内容が異なります。

そのため、楽しみながら子育てができるよう、子どもはもとより、保護者同士が交流できる場を提供しながら、必要な人に必要な情報が届くよう、効果的かつ多様な媒体を活用した情報発信を図るとともに、保護者が相談しやすい環境づくりと多様な相談機関が、さらに連携を強化していくことが求められています。

3-2: 今後の取組

子育て・子育てについて、子育て家庭が支え合う場を充実させます。支え合い手法として、交流の機会や相談ができる場を充実させることと併せて、これらの活動を多様な媒体で継続的に広報し、子育てに必要な情報が、必要な人に適時に行き届くようにしていきます。

具体的には、就労しながら子育てする親に限らず、すべての子育て家庭がゆとりをもって子育てできるよう、子育てひろば（のどかひろば・ピッコロひろば）・「地域子育て支援センター」・児童館で実施している子育てひろば事業を充実し、多様なニーズを抱える利用者に幅広く応えていけるよう、市民団体などの行うひろばについても広く情報発信していくことによって、利用者が多くの選択肢の中から自分の望むサービスを選択しやすいような環境を整備していきます。

また、親たちが自分たちで交流の場を広げていけるように、子育てサークルや団体などの活動にも支援を行い、孤立を予防するとともに、子育てしやすい環境づくりを推進していきます。

相談できる場については、さまざまな機会を想定し、子育て中の親同士や子育て経験者、専門家など、相談の内容に応じた多様な人材による相談の場づくりを進めます。また、行政だけではなく、市民団体が行う相談事業も含め、利用者が的確な相談先へと導かれるよう、連携体制を強化していきます。

子育て中の親にとって、必要な情報を必要なときに入手できることが大切です。情報化が進み大量の情報があふれている中で、適切な情報であり、かつ、自分が必要とする情報を、速やかに得ることができるよう、行政や市民団体の各部署にわたる、さまざまな子育て情報を一体的に提供する仕組みづくりや、市民に有効に活用される情報提供の仕組みを検討します。

具体的な施策・事業

- 1 子育ての仲間づくり、子育てNPO・グループ等の支援の充実
(保育課、児童青少年課、子ども家庭支援センター、
協働コミュニティ課、社会福祉協議会)
- 2 子ども総合支援センターにおける子育てグループの活動場所の充実と活動の推進
(子ども家庭支援センター)
- 3 子育てひろば事業の充実
(保育課、児童青少年課、子ども家庭支援センター)
- 4 保育園園庭開放の推進 (保育課)
- 5 幼稚園、保育園における子育てに関する学習の機会の推進
(健康課、子育て支援課、保育課)
- 6 育児・子育て相談事業の充実
(健康課、保育課、児童青少年課、子ども家庭支援センター)
- 7 相談に関する情報提供の充実
(健康課、保育課、子ども家庭支援センター)
- 8 子育て相談担当者の研修事業の充実
(健康課、保育課、子ども家庭支援センター)
- 9 子育て家庭への情報提供の充実
(秘書広報課、子育て支援課、保育課)
- 10 外国語による広報活動の充実
(文化振興課)
- 11 救急医療情報提供の充実
(健康課)
- 12 子育てハンドブックの充実、子育て施設・遊び場マップ等の検討
(子育て支援課)



基本方針4

市民参加型の子どもの育ちと子育て家庭支援

4-1 教育・保育及び子育て支援の充実

平成24年8月、子ども・子育てをめぐるさまざまな課題を解決するために、「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法が成立、これに加え、平成26年度までの時限立法であった「次世代育成支援対策推進法」がさらに10年間延長されることが決まったことにより、子ども・子育てを質と量の両面から支援していく体制が整えられると同時に、今後の子育て支援施策を検討・推進していく上での大きな転換期を迎えています。

本市には、平成25年12月現在、公立保育園17園、私立保育園10園、私立保育園分園1園、私立幼稚園が13園、さらに認証保育所が16園、このほか小規模保育や家庭的保育等で多様な教育・保育事業を展開しています。また、すべての保育園では、集団保育が可能と判断された場合に、障害のある子どもの受け入れを行うとともに、ひとり親家庭の子どもの優先入所に配慮しており、また、学校では外国籍や帰国児童・生徒に対し日本語指導の充実を行うなど、生まれ育つ環境にかかわらず、本市に暮らすすべての子どもたちが希望する教育・保育事業等を利用できる環境づくりを進めています。

平成25年度に実施したアンケート調査結果によると、就学前児童保護者では、教育・保育事業を利用している人は5年前よりも増加しています。加えて、母親が子育ての中心的な役割を担っている家庭が多い中で、就労している母親は増加傾向にあることから、今後も一層の教育・保育事業、そして子育て支援事業の需要が高まることが見込まれます。

現在、本市には保育園等への入所を希望しているにもかかわらず、入所できていない状態の児童が恒常的に生じている状況です。就労意向の増大や就労形態、生活スタイルが多様化し、保育ニーズがますます拡大するなかで、利用者の視点に立ったきめ細やかなサービスの供給・確保はもとより、それらの支援等を必要とする人が、適切にサービス等を利用できるよう、周知や啓発を行っていくことも必要となっています。

今後、幼稚園は、就労の有無にかかわらず、多様な子育て家庭を受け入れやすい教育施設となることが期待されています。

また、市としては、就労の有無にかかわらず、家庭で子育てしている人への支援も、充実させることが求められます。

今後の取組

行政の各部署が、横断的に連携し、子育てと子育てを切れ目なく支援します。

就労する親とその子どもへの支援として、保育所や学童クラブの充実を図るとともに、子どもを育てるすべての親と子どもたちを支援する拠点となる「子ども総合支援センター」のもと、保育機関・児童館・教育機関・地域の民生児童委員が連携して相談などを受け、支援していきます。

さらに、市のサービスについては、市の子育て支援の総合窓口から各業務の担当部署の窓口へとつなげて対応するとともに、より専門的な相談については、各課窓口や「子ども家庭支援センターのどか」から保健所や児童相談所へと、つないでいきます。

「子ども家庭支援センターのどか」や保健所・児童相談所などの関係機関が連携することにより、専門的かつ多面的な解決策を提示し、相談者が施設から出て地域の中で生活をしていくことができる力を培うことができるように支援し、地域における生活を支援します。

このような関係機関や地域との連携を強化するとともに、市や子育て団体・サークルの実施するサービスに関する情報を提供し、利用者のニーズに応じたサービスをマッチングする仕組みとして、「利用者支援」を行います（詳細は、第6章第4節（1）に記載します。）。

ここ（4-1-1）では、主に中学生までの子どもとその家庭の支援を対象に、就学前の児童については「地域子育て支援センター」を拠点とする5つのブロック（区域）を基本としつつ、小学生については小学校区、中学生については中学校区を核とした地域における連携を図ります。

行政や地域の連携により子どもたちと子育て家庭を支えるとともに、子どもたちが安全に通学することなどができるよう、通学路の安全対策などを進めます。

また、親たちの多様なライフスタイルを支え、子どもたちの居場所を確保するため、幼稚園などの教育施設、保育施設、放課後児童健全育成事業などの地域子ども・子育て支援事業について、質の向上に努めながら、量の充実を図っていきます（詳細は、第6章に記載します。）。

小・中学生の子どもたちについては、西東京市教育計画において、学習を通じて子育てや子育てを支援する施策が展開されています。子どもたちをよりよい生活者として育てるために学校教育の中でも、消費者教育、環境教育、情報モラル教育などの教育を進めていきます。

具体的な施策・事業

- 1 子ども総合支援センターの連携機能の充実
(健康課、保育課、子ども家庭支援センター)
- ◆ 2 夜間養護等(トワイライトステイ)事業の検討 【新規】
(子ども家庭支援センター)
- 3 休日保育・駅前保育の検討
(保育課)
- 4 ホームヘルパー派遣事業の推進
(子育て支援課、社会福祉協議会)
- 5 子どもの医療費の負担軽減
(子育て支援課)
- 6 児童手当の実施 (子育て支援課)
- 7 通学路、通園路の安全確保の充実
(道路管理課、教育企画課)
- 8 親子施設見学会の検討 (子育て支援課)
- 9 子どものための消費者教育の推進
(協働コミュニティ課、教育指導課)
- 10 環境教育の推進 (環境保全課、教育指導課)
- ◆ 11 情報モラル教育の充実 【新規】
(教育指導課)
- 12 交通安全教育の推進 (教育指導課)
- 13 国際理解教育の推進 (文化振興課、教育指導課)
- 14 幼・保・小・中学校の交流・連携の推進
(子育て支援課、保育課、子ども家庭支援センター、
教育支援課)
- 15 図書館、学校図書館のネットワーク化の推進
(教育指導課、図書館)

今後の取組

障害のある子ども、あるいは、障害の可能性のある子どもを育てる家庭に対して、ノーマライゼーションを基本として、地域の中で障害の有無にかかわらず、一緒に育ち・育てる視点から、施策を進めます。

また、子ども一人ひとりの特性や障害の程度に応じて必要な療育が必要な時に受けられる体制を整備するとともに、保健・医療・福祉・教育の連携により、ライフステージを通じて、切れ目なく支援を受けられる体制の整備を進めていきます。

療育を必要とする子どもたちについては、療育段階における施設等の待機児童が出ることをないよう、児童発達支援センター機能の導入の検討を進め、受入施設の充実に努めます。

障害のある未就学児については、保育所での障害児保育の充実や、幼稚園への入園・入園後の支援を検討します。

障害のある小学生の放課後の居場所については、学童クラブなどで、おとなの目が届く居場所を確保します。また、放課後や休日に充実した時間を持てるよう、放課後等デイサービス等のサービス事業所を運営する民間法人の誘致を進めます。

障害のある子どもを持つ家庭への支援としては、親への負担軽減としてホームヘルパーの派遣や短期入所事業を推進するとともに、メンタルケアを含めた支援の検討を進めていきます。

また、障害の発見からその後の支援機関へ切れ目なく継続してかかわっていくため、障害福祉課と健康課、幼稚園・保育園、こどもの発達センターひいらぎ、教育支援課等の関係機関の連携を強化していきます。

小学校への就学前後については、切れ目のない支援が受けられるよう、保育園へ専門家を派遣して早期対応を行うとともに、すべての未就学児に就学支援シートを配布し、支援に必要な情報を関係機関が共有することにより継続的な支援の実施を図ります。特に、個別の支援を要する子どもについては、就学支援シートを積極的に活用してもらえよう、親へ周知していきます。小学校入学後は、教育支援ツールに就学支援シートを組み込むことにより、校内支援に役立てます。

■ 具体的な施策・事業

- 1 相談から、フォローアップまでを行う事業の展開
(健康課、子ども家庭支援センター)
- 2 障害のある学齢児の療育・リハビリ機能の充実
(子ども家庭支援センター)
- 3 障害のある子どもの療育・教育相談事業の推進
(障害福祉課、子ども家庭支援センター、教育支援課)
- 4 障害児保育の充実(入所型と通所型の障害児保育の充実と推進)
(保育課、児童青少年課)
- 5 障害児の幼稚園入園に対する支援の推進
(子育て支援課)
- 6 障害児の放課後等の居場所の充実
(障害福祉課、子育て支援課、児童青少年課)
- 7 障害児のいる家庭へのホームヘルパー派遣事業の推進
(子育て支援課)
- 8 施設緊急一時保護事業の実施
(障害福祉課)
- 9 障害児を育てる親のレスパイトケア機能の実施
(障害福祉課)
- 10 特別支援教育の充実 (教育企画課、教育支援課)
- 11 特別支援学校の充実及び市外にある特別支援学校への通学者に対する取組の充実
(関係各課)
- 12 障害者、異年齢世代との交流事業の推進
(障害福祉課、保育課、児童青少年課、子ども家庭支援センター)
- 13 障害児がいる世帯への手当(児童育成手当(障害手当)・特別児童扶養手当)の充実
(子育て支援課)

今後の取組

国際化が進展する中で、子どもや親が、異なる文化圏で長く生活していた経験から、転入した際、文化や生活習慣などの違いから支援が必要となる例が増えています。

そのため、多文化を持つ人々と、地域の人々とが、お互いの文化を理解して共存できるような社会の実現が必要です。

多文化を持つ子どもや子育て家庭が、地域の文化や本市のサービスを理解し、また、子どもや親が自分の持つ価値観に基づいて、地域の子育て家庭と交流し合い、市の必要なサービスを選択することで、充実した環境の中で暮らしていくことができるよう支援を推進します。

具体的には、多文化を持つ子どもと親が、自らの意思や考えを表現し、十分な意思疎通ができるよう、子どもに対しては個別の学習指導や日本語指導などの施策を充実するとともに、親に対しては子育て情報や文化芸術情報などの多言語を用いたホームページや各種ポスター、チラシ等の多様な媒体による情報提供の方法について検討していきます。

また、市におけるすべての子育て・子育て支援について、多文化を持つ子どもと家庭を日ごろから意識しながら、進めていきます。

さらに、多文化を持つ子どもと家庭と、地域の子育て家庭とが、お互いの文化や生活習慣などを尊重し合いながら、地域で自分らしく暮らすことができるよう、多文化を持つ子どもと親が交流できる場の充実や、地域の子育て家庭と共存できる環境づくりを進めます。

具体的な施策・事業

- 1 外国語を母語とする児童・生徒への日本語指導の充実
(教育指導課)
- 2 外国語を母語とする児童・生徒へ個別に指導できる指導者の確保
(教育指導課)
- 3 外国語パンフレットなどによる情報提供の充実
(子育て支援課、文化振興課、学校運営課)
- 4 外国語本の整備の推進 (図書館)
- 5 外国語の翻訳サービス機能の充実
(文化振興課)
- ◆ 6 多文化を持つ子育て家庭の社会参加の促進 **【新規】**
(文化振興課)

今後の取組

ひとり親家庭は、子育てと仕事をひとりで担い、負担や悩みを多く抱えがちです。子どもは、親との死別・離別などの事情により、精神的に不安定な状況になりがちです。ひとり親家庭とその子どもたちが、自立して、地域の中で安心して生活することができるよう支援していきます。

具体的には、ひとり親家庭の母親・父親が抱える様々な悩みや問題の解決を図るため、母子・父子自立支援員が、相談者の話をじっくりと聴き、その方に合った助言を行い、必要に応じて関係行政機関の各部署や支援団体と連携し、地域での生活を総合的に支援します。

また、ひとり親家庭の母親・父親が、経済的に自立し、安定した生活環境・子育て環境を持つことができるよう、母子・父子自立支援プログラム策定員が福祉事務所やハローワークと連携し、就労相談や情報提供などを行うとともに、資格の取得を促進する母子・父子自立支援給付金の活用を図り、自立を支援します。

さらに、さまざまな理由や事情により、貧困の状況にあるひとり親家庭の子どもへの支援策について検討していきます。

具体的な施策・事業

- 1 母子・父子自立支援プログラム策定事業の推進
(子育て支援課)
- 2 ひとり親家庭へのホームヘルパー派遣事業の推進
(子育て支援課、社会福祉協議会)
- 3 母子・父子家庭自立支援給付金支給事業の推進
(子育て支援課)
- 4 母子保護の実施 (子育て支援課)
- 5 ひとり親家庭等医療費助成事業の充実
(子育て支援課)
- 6 母子・父子福祉資金貸付事業の充実
(子育て支援課)
- 7 児童扶養手当・児童育成手当(育成手当)の充実
(子育て支援課)

4-2 保健・医療

母子保健は、健やかな子どもの成長、家庭における子育てが円滑にすすむための出発点を支援する役割の一つを担っています。

その中で、妊娠・出産期の適切な健康管理、安定した心身の状態で過ごせているかは、その後の家庭での子育てに影響が大きく、重要な課題ととらえています。

近年は、社会情勢や個々の価値観の変化、少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化、一方ではメディアやインターネットによる情報の氾濫などにより、子育ては孤立化しやすく、相談もできないまま情報に振り回され不安なまま育児をしていることも多くなっています。

本市では、妊娠届出時の保健師等の面接相談、妊産婦や新生児への家庭訪問や電話相談などを行っており、子育てや、子どもの発育発達への不安、養育困難が生じている母親（保護者）への相談を行っていますが、年々、心身に不調を有していたり、育児に不安や課題を抱える母親は増加してきており、子どもと家庭を取り巻く健康課題は複雑に、かつ多岐に渡っています。

このような状況で子育てをする場合、乳幼児期だけではなく、就学以降も、成長に伴って生じる様々な発育発達課題への対応に苦慮する場合も多く、親支援として、妊娠期から青年期までの長期にわたって、子どもの成長、親・家庭を支えるシステムが不可欠になってきています。

平成 25 年度に実施したアンケート調査結果によると、子育てに有効な支援策について、「妊娠・出産に対する支援」や「母親・乳児の健康に対する安心」は相対的な順位は高くないものの、いずれも1割前後の回答がみられます。また、自由回答のなかでも、健診の受けやすさの向上や出産後の母親へのケアなどが挙げられており、母子保健や親子の健康に関する要望は、時代や個々の状況に左右されない普遍的なものであると考えられます。

子どもが健やかに成長し、生涯を通じて健康に過ごすためには、出産前からの支援と出産後の早期からの相談や健診の充実など、妊産婦や子育て中の親を切れ目なく継続的に見守り、支える環境を整備することが必要です。また、関係機関との連携のもと、子どもとその家庭が安心して医療や健康支援が受けられる体制の強化も引き続き行っていくことが求められています。

4-2: 今後の取組

市内に住むすべての乳幼児が対象となる集団健診の機会を活用し、健康教育・相談、情報提供に努めます。

また、虐待を予防し、親自身によりそって、その人らしい子育てを行うことができるように、保健師などの家庭訪問活動を積極的に進めます。

支援を必要とする子どもや家庭に対して、妊娠期や乳幼児期から早期に状況を把握し、必要な支援を切れ目なく行うため、行政各部署や関係施設との連携を密にしていくとともに、親に対して子どもの育ちに応じた支援の情報を提供していきます。

予防接種については、接種の記録・管理が煩雑でしたが、複雑な接種スケジュールを自動で生成し、管理できる専用サイト「ワクチンマネージャー」を導入しました。今後は、接種率の向上に向け、この専用サイトの周知と普及に努めます。

今後も、妊娠期から出産後のケアについては、妊婦健診事業と乳児家庭全戸訪問事業を基盤に、関係機関との連携により切れ目なく支援していきます。

施策の実施にあたっては、西東京市健康づくり推進プランとの整合性を図りながら、母子保健事業を統一的に実施できるよう、連携の仕組みを構築していきます。

具体的な施策・事業

- 1 訪問型相談の充実 (健康課、子ども家庭支援センター)
- 2 母子保健と保育の連携強化 (健康課、保育課、子ども家庭支援センター)
- 3 母子健康手帳交付及び乳幼児健診の活用による母子保健の推進
(健康課)
- 4 予防接種についての普及啓発の充実
(健康課)
- 5 かかりつけ医の推進 (健康課)
- 6 かかりつけ歯科医の推進 (健康課、学校運営課)
- 7 小児救急医療体制の充実 (健康課)
- 8 産科のある医療機関とのネットワークの充実
(健康課)
- 9 保健所との連携強化による母子保健サービスの推進
(健康課)
- 10 アレルギー相談の実施 (健康課)
- 11 心身の思春期相談事業実施の検討
(健康課、子ども家庭支援センター)

4-3 災害への対応を想定した環境づくり

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災は、防災や減災、災害時体制及び災害復興など、市民生活のあらゆる角度から、その対応等の見直しを求めることとなりました。平成 24 年の中央防災会議・防災対策推進検討会議の議論においては、救援物資や避難所運営をはじめ、災害対応に男女共同参画や女性の視点が欠如していたことが明らかにされているほか、子育て家庭では「災害発生時に子どもを誰が守るのか」という観点から、親の防災への意識は高まりをみせています。

本市では市民の生命や財産を守るため、防災基盤の整備や地域防災力の向上を図り、災害に強い安全・安心なまちづくりを推進しており、「地域防災計画」の中では、子育てにかかる分野として、災害時における福祉避難施設の設置や女性や子育て家庭のニーズに配慮した運営体制の確保について定めているところです。

今後の日本では、首都直下型地震の発生が危惧されているほか、近年のヒートアイランド現象等を起因とする豪雨の頻発化もあり、特に梅雨期、台風、秋雨期の集中豪雨による浸水被害等への配慮も求められている状況です。

このため、発生予測困難な災害に対しても落ち着いて対応ができるよう、平常時からの備え等について子育て家庭への啓発や情報提供を推進するとともに、非常時には子どもや子育て家庭のニーズを踏まえた対応が図れるよう、庁内関連部署のみならず、各種関係機関との連携体制をさらに強化していくことが必要です。



4-3: 今後の取組

子ども的人権が災害時・復興時にも守られるよう、災害時には子どもの命を守り、復興時には子どもの最善の利益が尊重される教育・保育を目指します。

また、災害時の被害をできる限り減少させ（減災）、復興時の復旧に向けた活動が円滑に進むよう、平常時から、子ども自身が自分の身を守り、地域や行政が連携して子どもを支援できるよう、自助・共助・公助の視点から対策を講じます。

具体的には、災害時に子ども自身が自分を守り、避難することができるよう、学校や保育所など、日々を過ごす施設を中心として、平常時から防災訓練を含めた防災教育を推進します。

災害時から復興時まで、継続的に子どもを守り、支援していくため、家庭では家庭内の防災会議を開いて避難先を確認したり、地域では自治会などの地域団体と情報を共有しながら子育て支援を行ったり、市では応急的な保育や教育が実施できるよう、家庭と地域と市とが、平常時から連携を強化します。

平常時からの物理的な対策としては、災害時のための食料や医療品の備蓄を、市が備えるとともに、家庭や地域での備蓄の推進を啓発します。また、家庭における家具の転倒を防止する対策を啓発するなど、減災に努めます。

こうした施策を実施・検討する際、子どもや乳幼児がいる家庭の意見を取り入れるため、ワークショップ等の市民参加の手法を取り入れていきます。

具体的な施策・事業

- ◆ 1 子ども自身が災害対応能力を高めるための教育の推進 【新規】
(保育課、児童青少年課、教育指導課)
- ◆ 2 子どもを守るための家庭と地域と市との連携の強化 【新規】
(危機管理室、保育課、児童青少年課、子ども家庭支援センター)
- ◆ 3 乳幼児に特有の生活必需品の備蓄の確保 【新規】
(危機管理室、保育課)
- ◆ 4 子育て家庭に配慮した避難施設の運営体制の整備 【新規】
(危機管理室、協働コミュニティ課、教育企画課、学校運営課、教育支援課、社会教育課)

